

公共交通利用者ニーズの整理

朝霞市民及び公共交通利用者を対象に、市内の公共交通に関する利用状況や満足度等を把握するため、各調査を実施した。

I 調査概要

(1) 市民アンケート調査

対象者	・15歳以上の朝霞市在住の3,000人（無作為抽出）
調査目的	・公共交通ネットワークの充実に向け、市民の主要な日常動線に対する公共交通の課題を把握 ・公共交通の利用促進に向けた取組を把握 ・市の公共交通に関する取り組みの評価
調査項目	・目的別の移動状況 ・路線バス、市内循環バス、シェアサイクルの利用状況 ・交通の安全性・利便性・マナー向上に関する市の取り組みの満足度 ・自動車運転免許の保有状況 等
調査方法	・郵送による配布、郵送・WEB回収
調査期間	・令和6(2024)年10月～11月
回収数・回収率	・回収数1,304票（回収率43.5%）

(2) 市内循環バス利用者アンケート調査

対象者	市内循環バスの利用者 ※配布数1,386部
調査目的	・利用頻度や利用形態等の利用実態と利用意向をクロス集計し、市内循環バスの利用促進に効果的な取組を把握 ・バス停までの徒歩圏の把握 ・市の負担に対する今後の対応と運賃の値上げによる影響を把握
調査項目	・当日の利用目的 ・乗り換えの有無 ・代替交通手段の有無 ・利用頻度 ・これまでの取り組みの認知度・評価 等
調査方法	・調査員が車内に乗り込みアンケートを配布、郵送・WEBで回収
調査期間	・令和6(2024)年10月～11月
回収数・回収率	・回収数520票（回収率37.5%）

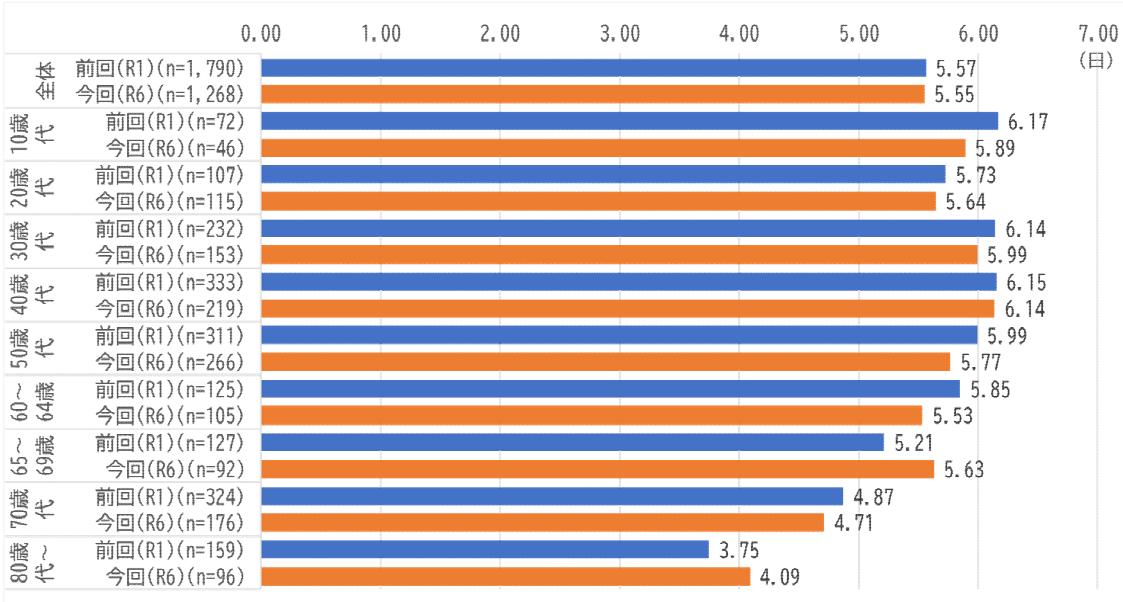
2 市民アンケート調査結果

- 80歳代以上では自宅からバス停までの移動に困難を感じている人が多く、公共交通の利用の利用ができない高齢者の存在が伺える
- 自動車がないと移動が不便なために運転免許の返納をしていない高齢者が多い
- バスの運行情報案内に関する要望が、令和元年に比べて高まっている

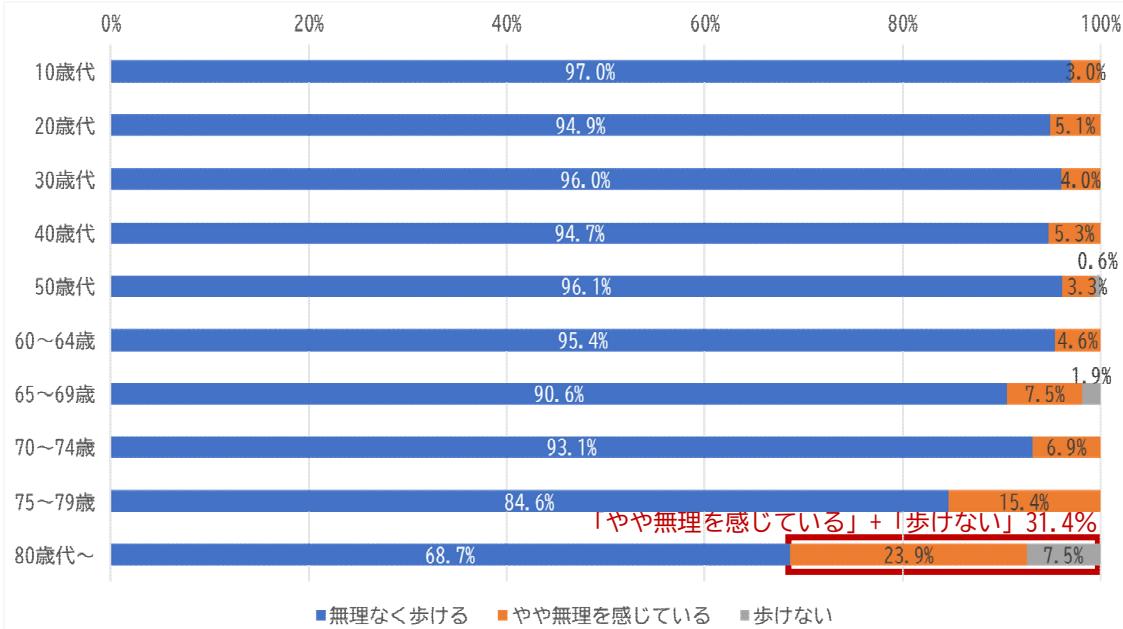
(1) 日常生活での外出について

- ・ 年代によって多少の変動はあるものの、1次計画の策定時である令和元年と比べて全体の外出頻度（1週間のうち外出する日数）にほぼ変化はない
- ・ 80歳代以上では「やや無理を感じている」と「歩けない」を合わせて3割以上となっており、公共交通での移動が難しい高齢者が存在していることが伺える

■ 外出の頻度



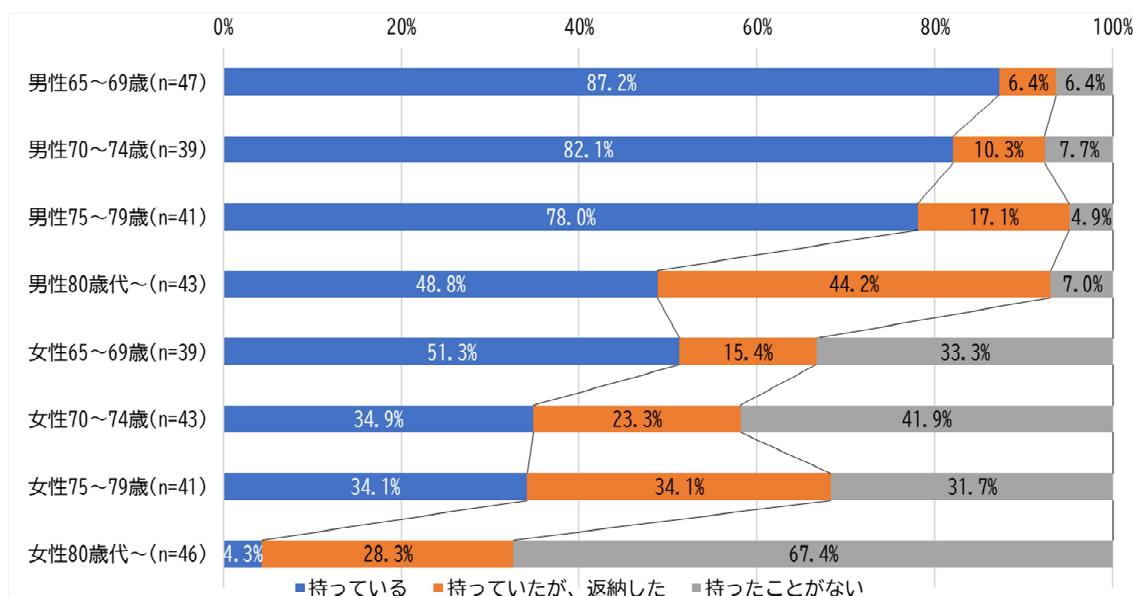
■ 自宅からバス停までの移動



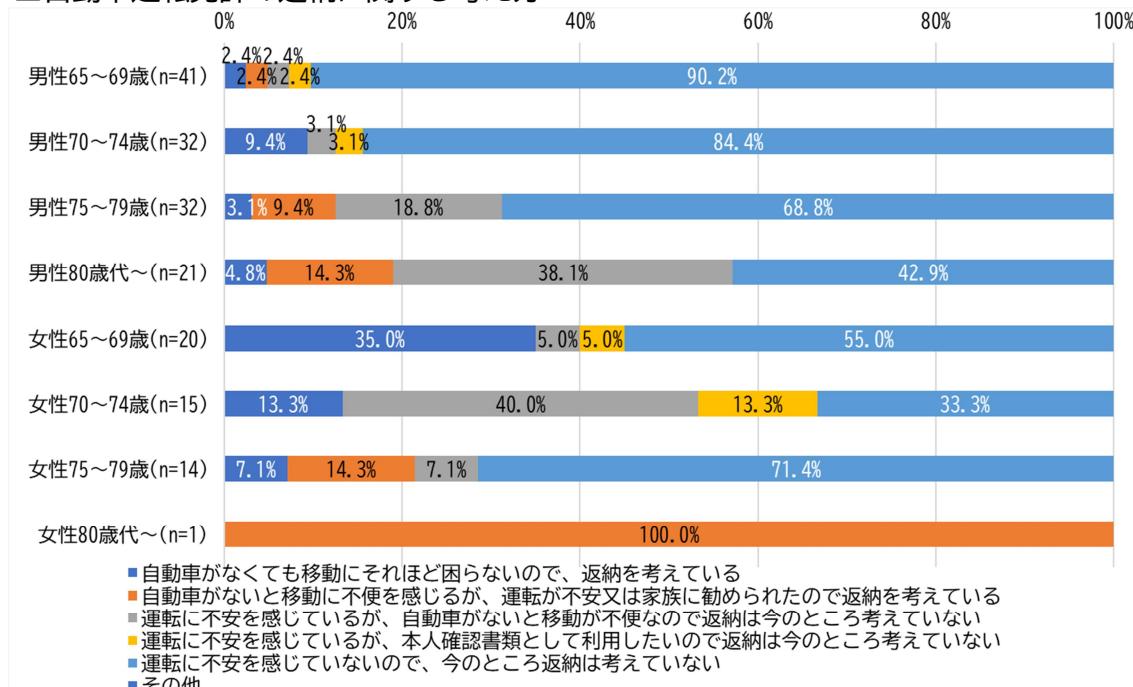
(2) 運転免許の保有状況、返納の意識について

- もともとの取得状況の差もあり、男性は70歳以上では女性の倍以上の保有率となっている
- 男性は80歳以上において返納が進む傾向がある
- 運転に不安を感じていない方を除くと、多くの方が自動車がないと移動に不便を感じており、75歳以上の男性、70～74歳の女性でその傾向が大きくなっている
- 免許返納を進めるのに有効な取り組みとしては、朝霞市運転免許自主返納啓発事業の継続や、タクシー補助券の配布が高くなっている

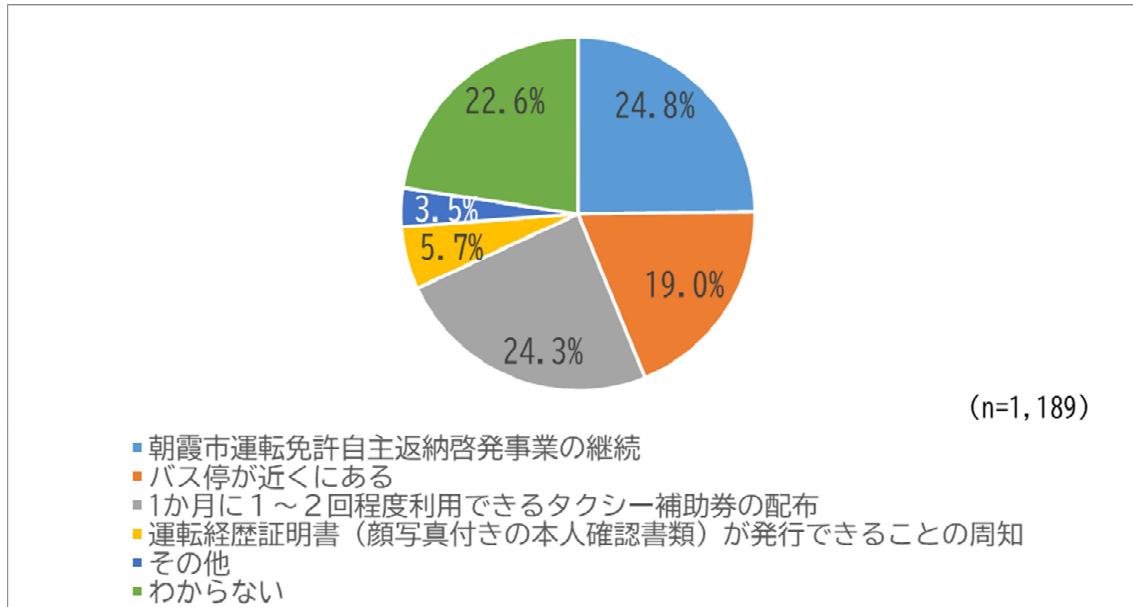
■自動車運転免許の保有状況



■自動車運転免許の返納に関する考え方



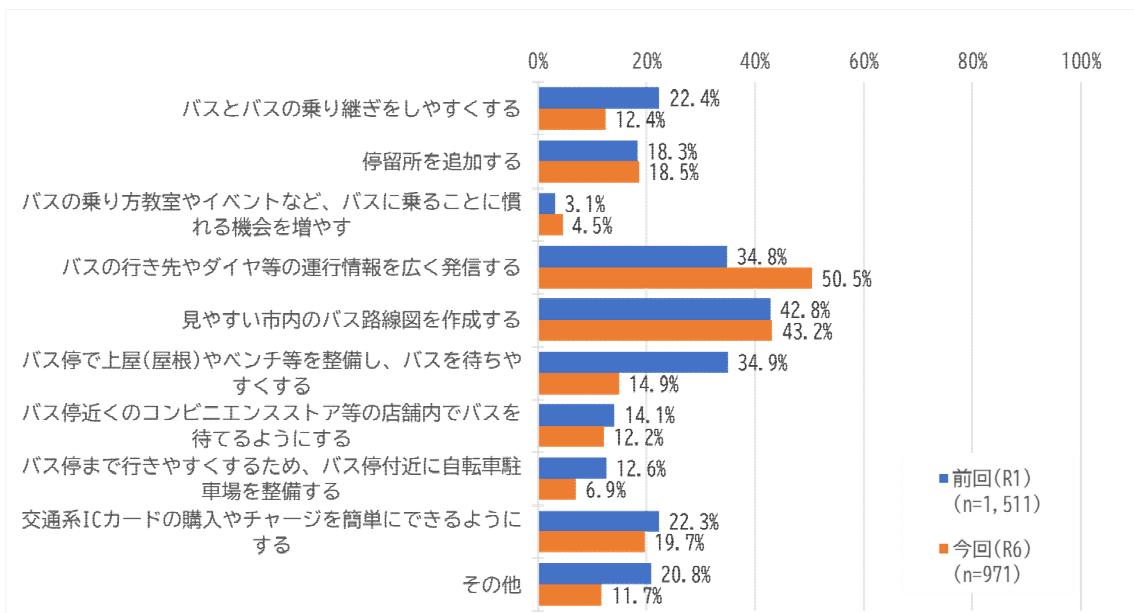
■どのような取り組みを進めると免許返納が進むか



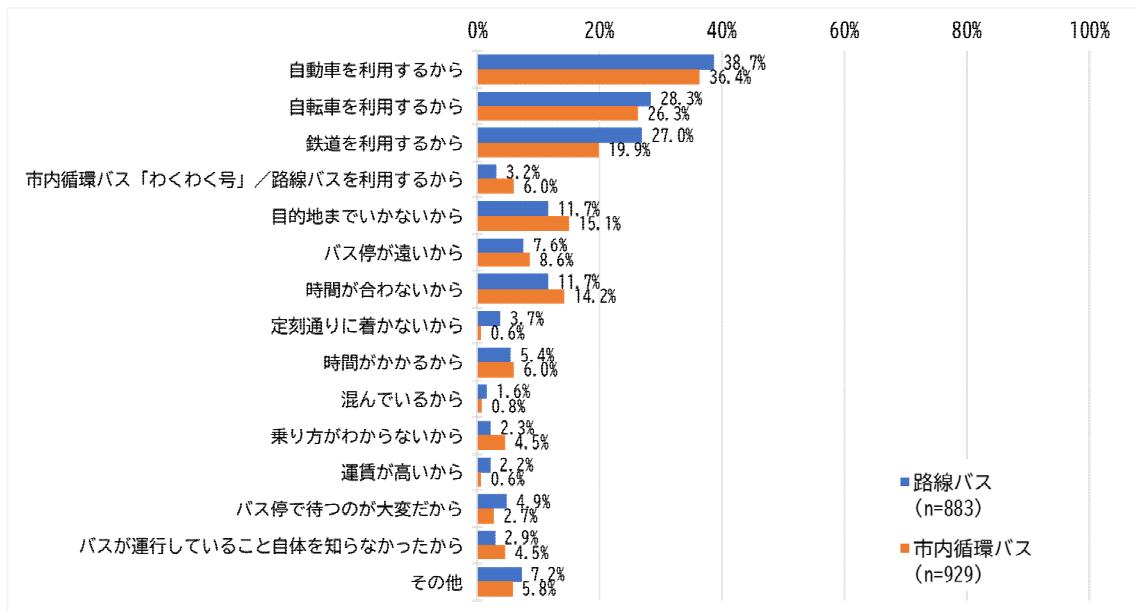
(3)バスに関する意識・取り組みの認知

- 利用を増やすために必要な取り組みとしては、「バスの行き先やダイヤ等の運行情報を広く発信する」が15ポイント以上高くなっているが、サービス水準の変化に伴い、ダイヤ等を予め把握して行動する必要性が高まっていることが反映されていると考えられる
- 利用しない理由は、路線バス・市内循環バスのいずれにおいても、「目的地までいかないから」「時間が合わないから」が10%を超えており、代替交通手段に関する項目を除くと上位2つとなっている
- バスロケーションシステムの認知度は16.8%に留まっている

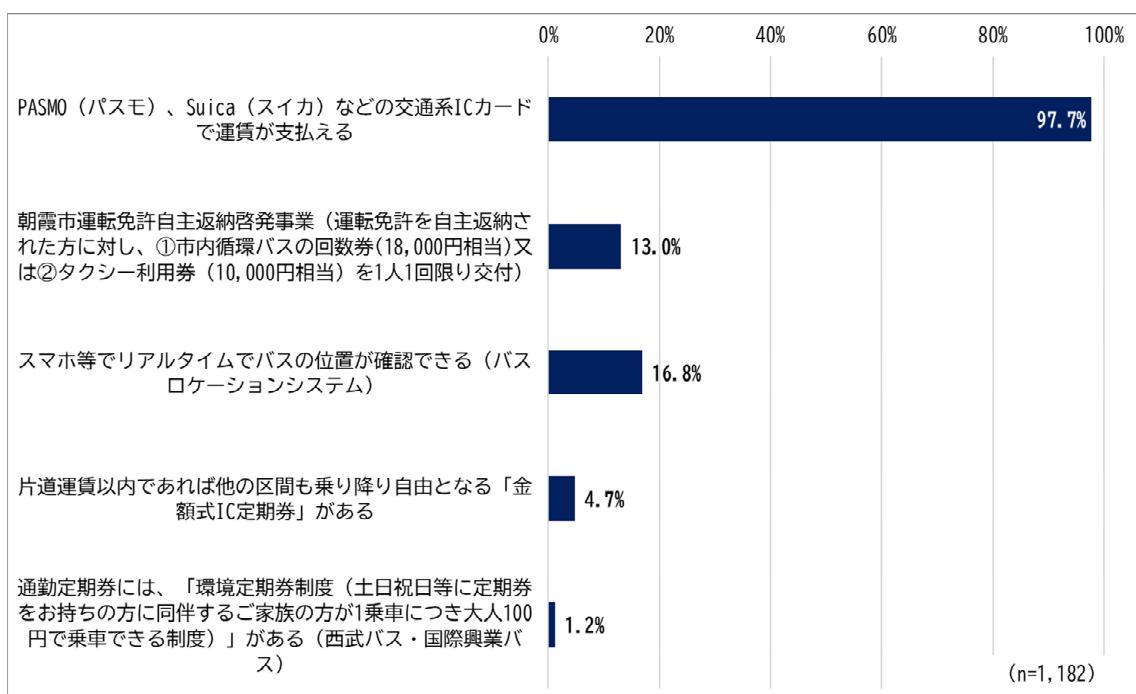
■あなたがバスを利用する又は利用回数を増やすために必要な取り組み



■路線バス及び市内循環バスを利用しない理由



■知っている朝霞市内で行っているバスに関する運行サービス



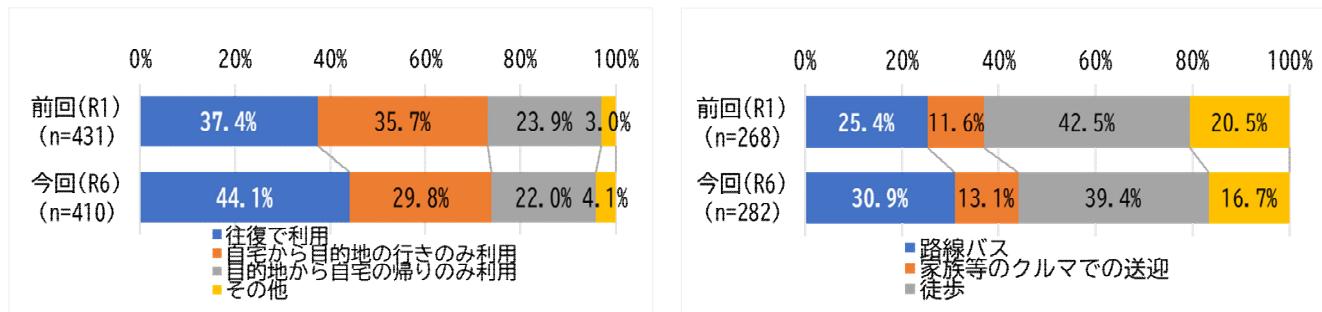
3 市内循環バス利用者に関するアンケート調査結果

- 他の交通機関との乗り換えを伴う利用が5年前よりも減少している
- 利用者数の多い膝折・溝沼線、根岸台線において、目的地まで「やや遅れて着く」「遅れて着くことが多い」という回答が増えている
- 情報発信の強化に関するニーズが5年前より向上している
- バスマップ&時刻表については他の取り組みと比べてまだ認知度が低く、またバスロケーションシステムは8割近い認知度があつても、そのうち半数は利用経験がない

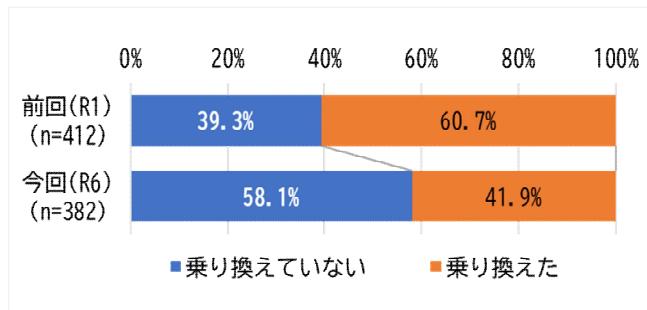
(1) 利用状況について

- ・往復で利用する人は、前回（令和元年）より少し増加している
- ・往復で利用しなかった人の内訳では、市内循環バスを利用しなかった行き／帰りに路線バスを使う人が増加しており、減便や最終便の時間が変わったことで、路線バスを代替手段として使うようになった人がいると見られる
- ・乗り換えを行う人は減少しており、同様に減便や最終便の時間が変わったことで、時間が合わなくなったり人がいると考えられる

■市内循環バスをどう（行き/帰り/往復）利用したか ■利用しなかった行き/帰りの交通手段



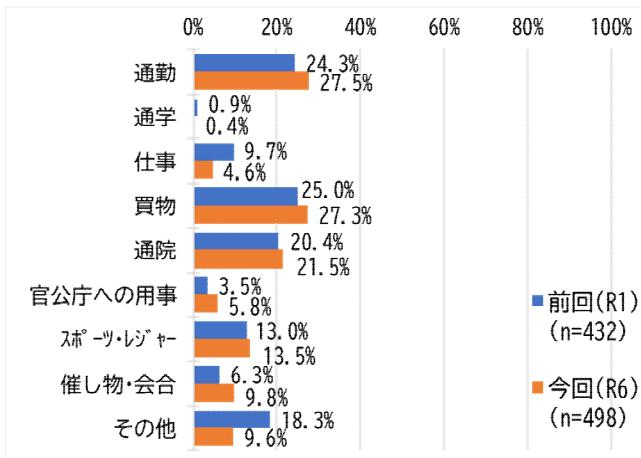
■乗り換えの有無



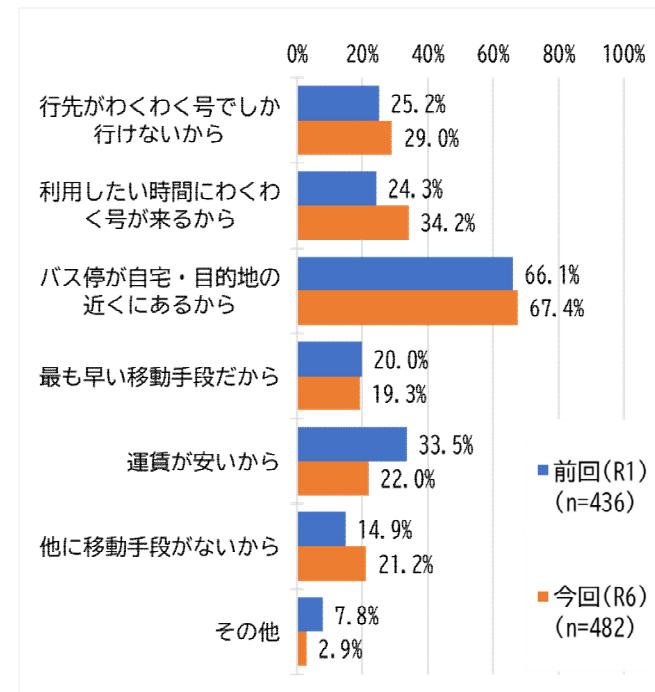
(2) 利用目的、利用する理由

- 利用目的は、前回と比べて大きな変化は生じていない
- 利用する理由では、「利用したい時間にわくわく号が来るから」、「他に移動手段がないから」が5ポイント以上増加しており、路線バスの減便などによって市内循環バスをより頼るようになったことなどが考えられる

■市内循環バスの利用目的



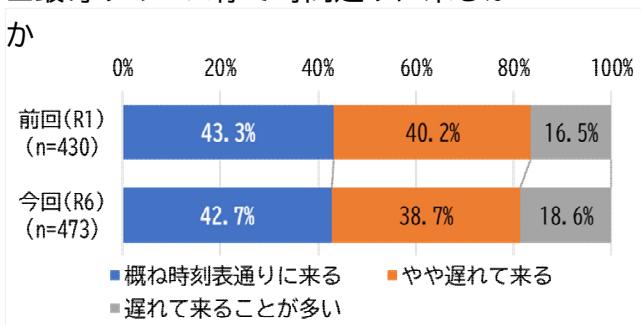
■市内循環バスを利用する理由



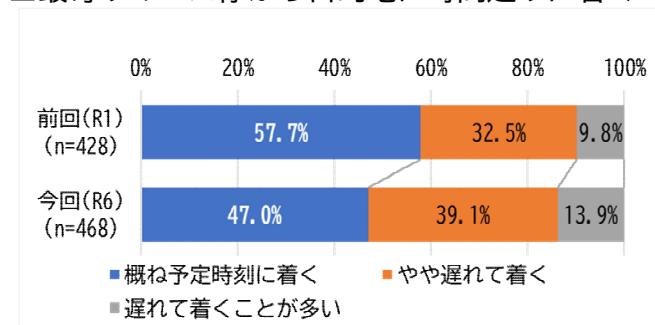
(3) 定時性

- 自宅の最寄りのバス停で時刻表通りに来るかどうかについてはあまり変化がないが、目的地まで時刻表通りに着くかどうかでは、「概ね予定時刻に着く」が10ポイント以上低下し、「やや遅れて着く」「遅れて着くことが多い」の割合が高まっている
- 目的地までの定時性の低下は、系統別に見ると、膝折・溝沼線と根岸台線の低下の影響が大きい

■最寄りのバス停で時間通りに来るか



■最寄りのバス停から目的地に時間通りに着く



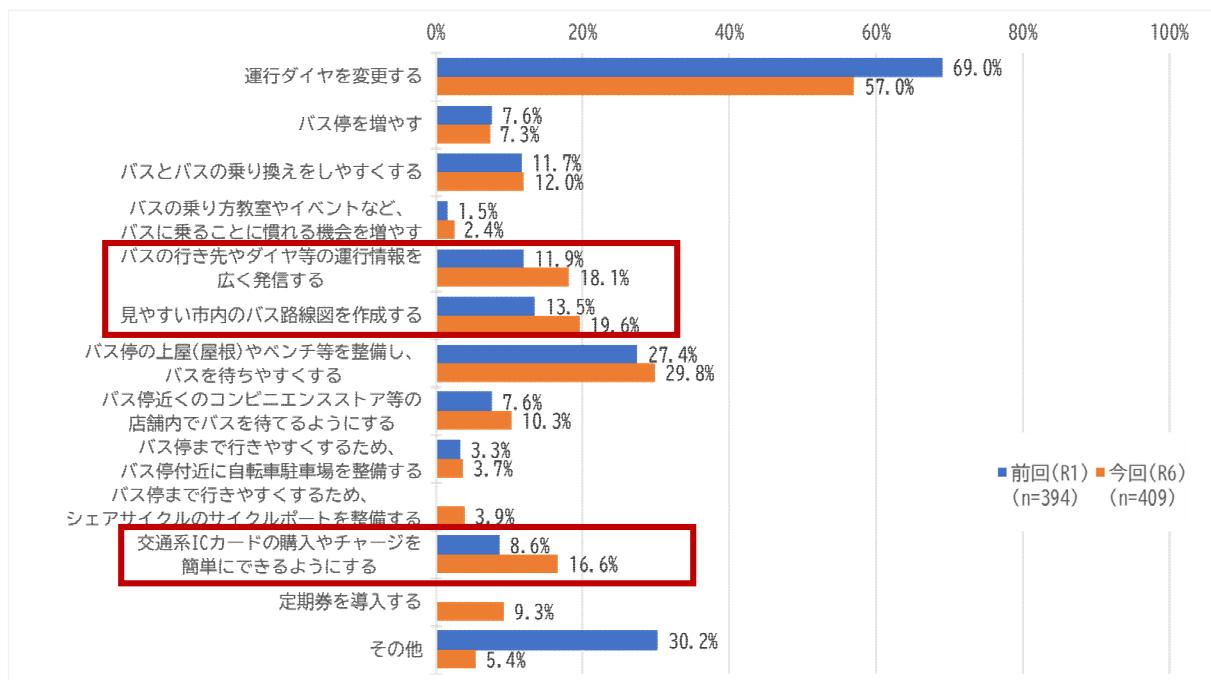
■自宅の最寄りのバス停から目的地に時間通りに着くか（路線別）

		令和元年度 (n=147)	概ね予定時刻に着く	やや遅れて着く	遅れて着くが多い
			52.4%	36.7%	10.9%
膝折・溝沼線	令和6年度 (n=205)	42.0%	41.5%	16.6%	
	令和元年度 (n=90)	60.0%	32.2%	7.8%	
宮戸線	令和6年度 (n=73)	63.0%	30.1%	6.8%	
	令和元年度 (n=146)	52.7%	34.2%	13.0%	
根岸台線	令和6年度 (n=164)	40.9%	43.9%	15.2%	
	令和元年度 (n=45)	86.7%	13.3%	0.0%	
内間木線	令和6年度 (n=26)	80.8%	15.4%	3.8%	

(4) 利用促進

- 利用を増やすために必要な取り組みとしては、「運行情報を広く発信」「見やすい市内のバス路線図」「ICカードの購入・チャージを簡単に」が前回よりも増加しており、以前より便数が減った中で、情報発信やわかりやすさの向上により、効率的に乗車したいという考えが反映されていると考えられる

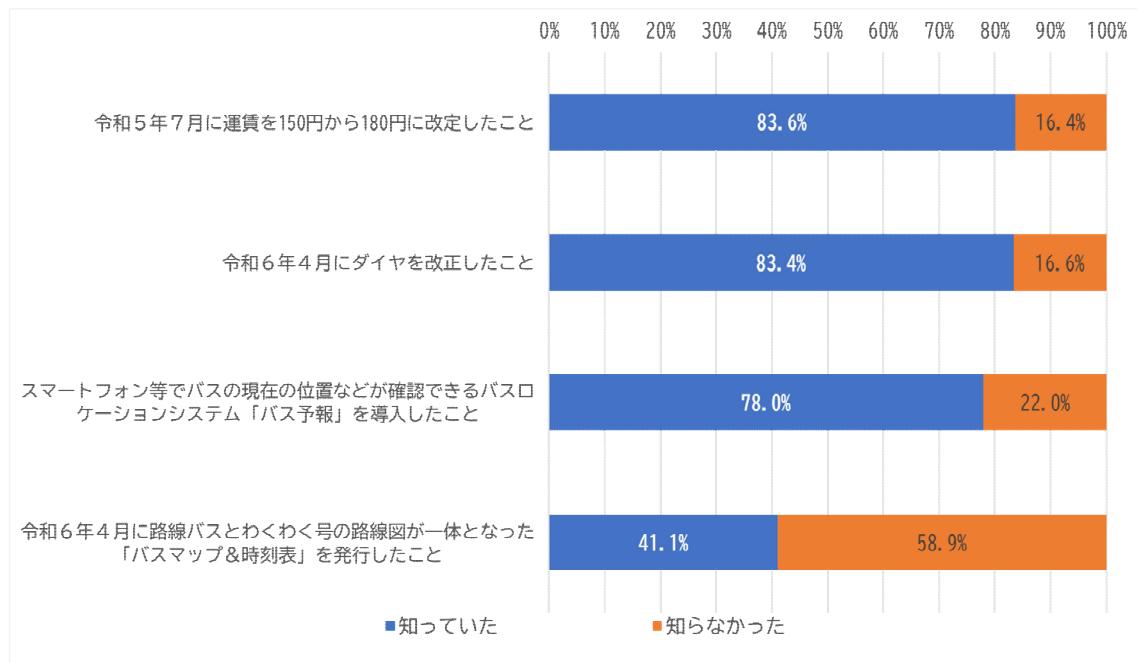
■利用を増やすために必要な取り組み



(5) 市内循環バスに対する取り組みの評価

- 運賃改定やダイヤ改正、バスロケーションシステムの導入は8割程度の認知が得られている
- 「バスマップ＆時刻表」の更新については4割程度にしか認知されていないが、認知している人のうち7割以上が利用し、便利だと思っている
- バスロケーションシステムについては、知っている人の中でも、「利用したことがない」が49.3%と半数近くを占めている

■取り組みの認知度



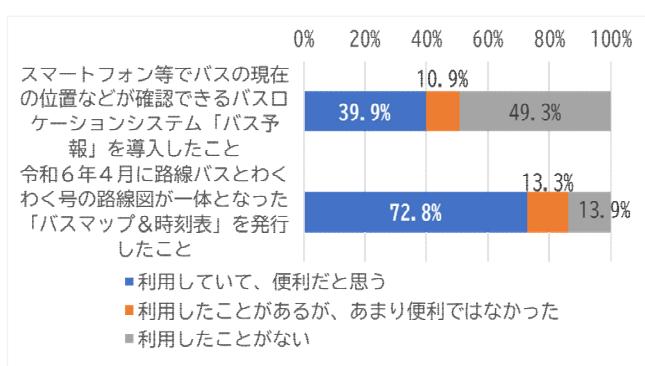
■運賃改定の評価



■ダイヤ改正の評価



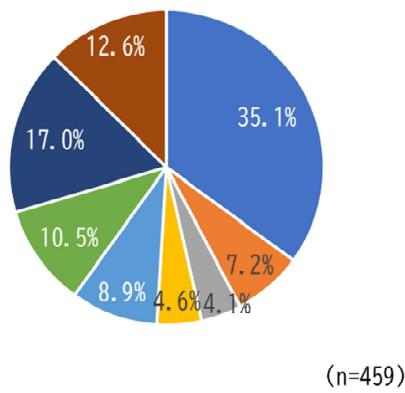
■バスロケーションシステム、「バスマップ＆時刻表」の評価



(6) 代替交通手段の有無

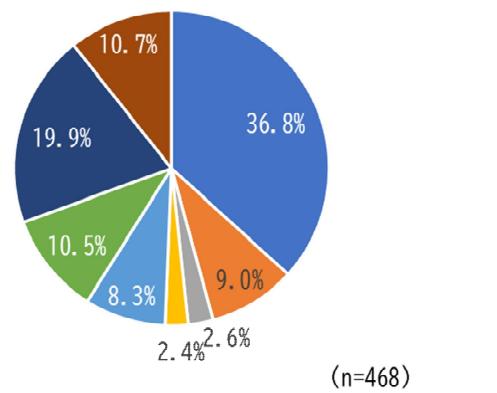
- もし市内循環バスの運行が廃止となつた場合にどのような交通手段で移動するかについては、平日・土日祝ともに「路線バス」が35%以上で最も高くなっている
- 平日・土日祝ともに「移動することをあきらめる」とするという回答も10%以上得られており、代替交通手段が存在しない層が一定程度いることが読み取れる

■土日祝の運行が廃止される場合の代替手段 ■平日の運行が廃止される場合の代替手段



(n=459)

- 路線バス
- クルマ（自分の運転）
- 鉄道
- その他
- 自転車
- タクシー
- 移動することをあきらめる
- クルマ（家族等の送迎）
- その他



(n=468)

- 路線バス
- クルマ（自分の運転）
- 鉄道
- その他
- 自転車
- タクシー
- 移動することをあきらめる
- クルマ（家族等の送迎）

4 朝霞市地域公共交通協議会・専門部会の開催概要

(1) 開催経緯

開催日	概要
令和6年5月17日(金)	令和6年度第1回朝霞市地域公共交通協議会
令和6年8月22日(木)	令和6年度第2回朝霞市地域公共交通協議会
令和6年11月14日(木)	令和6年度第3回朝霞市地域公共交通協議会
令和6年12月18日(水)	令和6年度第4回朝霞市地域公共交通協議会
令和7年5月27日(火)	令和7年度第1回朝霞市地域公共交通協議会
令和7年7月28日(月)	第1回朝霞市地域公共交通協議会部会(福祉部会)
令和7年8月7日(木)	第2回朝霞市地域公共交通協議会部会(福祉部会)
令和7年8月21日(木)	令和7年度第2回朝霞市地域公共交通協議会
令和7年10月17日(金)	第3回朝霞市地域公共交通協議会部会(福祉部会)
令和7年11月14日(金)	令和7年度第3回朝霞市地域公共交通協議会
令和8年●月●日(●)	令和7年度第4回朝霞市地域公共交通協議会(予定)

(2) 朝霞市地域公共交通協議会 委員名簿

◎会長 ○副会長

選出枠	人数	氏名	備考	就任年月日
第1号 市の議会の建設常任委員会の委員	2人	福川 鷺子	建設常任委員会	令和6年1月12日
		黒川 滋	建設常任委員会	令和4年5月13日
第2号 市職員	3人	櫻井 正樹	朝霞市 市長公室	令和5年5月29日
		大瀧 一彦	朝霞市 市民環境部	令和6年5月17日
		濱 浩一	朝霞市 福祉部	令和6年5月17日
		並木 智彦	朝霞市 福祉部	令和7年5月27日
第3号 関係する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者	10人	渡邊 大輔	東日本旅客鉄道株式会社	令和4年10月31日
		川幡 嘉文	東日本旅客鉄道株式会社	令和6年8月22日
		小瀧 正和	東武鉄道株式会社	令和元年7月29日
		山科 和仁	東武バスウエスト株式会社	令和元年7月29日
		秦野 凌	西武バス株式会社	令和3年10月26日
		鈴木 健史	国際興業株式会社	令和5年7月19日
		松本 章宏	国際興業株式会社	令和6年11月14日
		野口 健	昭和交通株式会社	令和6年1月12日
		小松 良行	シナネンモビリティPLUS株式会社	令和6年5月17日
		関根 肇	埼玉県バス協会	令和3年2月4日
		稻生 米蔵	埼玉県乗用自動車協会	令和元年7月29日
		松戸 光男	朝霞・志木地区タクシー協議会	令和元年7月29日
第4号 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者	1人	上野 一夫	東武バス労働組合	令和5年1月30日
		浪江 泰永	東武バス労働組合	令和6年11月14日
第5号 関係行政機関の職員	5人	高木 純子	関東運輸局埼玉支局	令和6年5月17日
		島根 淳	埼玉県 企画財政部交通政策課	令和6年5月17日
		古川 雄哉	埼玉県 企画財政部交通政策課	令和7年5月27日
		強矢 賢	埼玉県朝霞県土整備事務所	令和6年5月17日
		村上 崇	朝霞警察署交通課	令和5年10月11日
		六平 一良	朝霞警察署交通課	令和7年5月27日
		深澤 朋和	朝霞市 道路整備課	令和4年5月13日

選出枠	人数	氏名	備考	就任年月日
第6号 市内の公共的団体の代表者 又はその指名を受けた者	10人	松尾 哲○	朝霞市自治会連合会	令和元年7月29日
		高橋 浪治	上内間木町内会	令和3年10月26日
		須崎 幸彦	上内間木町内会	令和7年5月27日
		伊藤 英明	下内間木町内会	令和6年5月17日
		大森 昭吾	宮戸町内会	令和元年7月29日
		庄司 俊一	宮戸町内会	令和6年5月20日
		金子 瞳男	東南部町内会	令和元年7月29日
		星野 隆	溝沼第一町内会	令和元年7月29日
		小寺 義弘	膝折町内会	令和5年7月19日
		渡辺 淳史	朝霞市社会福祉協議会	令和3年10月26日
第7号 学識経験を有する者	1人	獅子倉 康治	朝霞市シニアクラブ連合会	令和元年7月29日
		大橋 健一	朝霞市シニアクラブ連合会	令和7年5月27日
第8号 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民	4人	久保田 尚○	国立大学法人埼玉大学大学院	令和元年7月29日
		金子 八郎	公募市民	令和元年7月29日
		大塚 進	公募市民	令和元年7月29日
		高野 正芳	公募市民	令和元年7月29日
		須藤 智郎	公募市民	令和元年7月29日

(3) 朝霞市地域公共交通協議会部会 委員名簿

福祉部会

氏名	構成等
並木 智彦	朝霞市 福祉部
渡辺 淳史	朝霞市社会福祉協議会
大橋 健一	朝霞市シニアクラブ連合会
深澤 朋和	朝霞市 道路整備課

(4) 朝霞市地域公共交通協議会条例

○朝霞市地域公共交通協議会条例

平成31年3月26日条例第12号

朝霞市地域公共交通協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市地域公共交通協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通網形成計画の作成その他の地域公共交通に関する施策について必要な協議を行うとともに、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、朝霞市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画に関する事務。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様、運賃、料金等に関する事務。
- (3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要な協議に関する事務。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事務。

(組織)

第4条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の議会の建設常任委員会の委員
- (2) 市職員
- (3) 関係する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者
- (4) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市内の公共的団体の代表者又はその指名を受けた者

(7) 学識経験を有する者

(8) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(朝霞市内循環バス検討委員会条例の廃止)

2 朝霞市内循環バス検討委員会条例（平成25年朝霞市条例第25号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(5) 朝霞市地域公共交通協議会部会設置要綱

朝霞市地域公共交通協議会部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、朝霞市地域公共交通協議会条例（平成31年朝霞市条例第12号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、朝霞市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要な協議に関すること。
- (4) その他協議会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員の中から協議会の会長が指名する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

4 部会は必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(代理)

第7条 条例第4条第2項第2号から第6号に規定される部会員に代わり、その者の職務を代理し、又は補佐する者は、議事に参与し、又は決議の数に加わることができる。

(協議結果の報告)

第8条 部会長は、部会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(雑務)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

用語解説

【あ行】

■ウォーカブル

「walk」(歩く)と「able」(できる)を組み合わせた造語で、歩きやすい、歩きたくなる街や空間の姿を示す。

■運転免許自主返納

運転免許が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった運転手の方が自主的に運転免許を返納することができる制度。

【か行】

■改善基準告示

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働大臣告示)の略称で、バスやタクシー・ハイヤー、トラックなどのドライバーの労働条件の改善のため、労働時間や、拘束時間、勤務間の間隔等についての規制、休憩時間の確保のあり方などについて定めた基準。令和4年12月に改正され、令和6年4月より新たな基準が適用されている。

■危険なバス停

バス停留所安全性確保対策として、危険なバス停の条件にあたるバス停の抽出を行い、安全点検、安全上の優先度を判定し、それに応じた対策を検討している。

危険なバス停の条件は以下のとおりである。

- ・バスがバス停留所に停車した際、交差点又は横断歩道にバスの車体がかかるバス停留所
- ・バスがバス停留所に停車した際に、交差点又は横断歩道の前後5mの範囲にバスの車体がかかるバス停留所
- ・バス運転士のヒヤリハット情報やこれまで営業所等に蓄積された情報に基づく交通安全上問題と思われるバス停留所やその他各都道府県の実情に応じて対策が必要と考えられるバス停留所
- ・上記の他、地域住民やバス利用者から交通安全上問題と思われるバス停留所

■公共ライドシェア

道路運送法第78条第2号により、自治体やNPO等が自家用車(白ナンバーの車両)を用いて有償で提供する運送サービス(自家用有償旅客運送)のこと。バス・タクシー事業者等による運行が成り立たない地域で実施する「交通空白地有償運送」と、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象とした「福祉有償運送」に分けられる。

■コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少社会において都市の持続性と生活の質の向上を実現するために、医療、福祉、商業等の生活機能を一定の範囲に緩やかに誘導していくコンパクト化と、機能が集約された拠点の間や、拠点内の移動を担う公共交通ネットワークが連携したまちづくりの考え方のこと。

【さ行】

■シェアサイクル

自転車を共同利用する交通システムのことで、利用者はどこの拠点(ポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段のこと。

【た行】

■デマンド交通

利用者の予約に応じて柔軟に運行する交通方式で、自宅から目的地までドアツードアで運行するもの、決められた乗降ポイント間を合理的なルートで運行するもの、おおむね定路線で運行するものなど様々な形態がある。近年ではAI配車システムを活用し、複数の利用者が乗り合いながら、効率的に運行することを志向したものがよく見られる。

■テレワーク

「tele=離れたところ」と「work=働く」を合わせた造語で、ICT技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク（顧客先や移動中にパソコンや携帯電話等を利用して勤務）、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務）の3つに分類される。

■道路交通センサス

全国の道路と道路利用の実態を捉え、将来の道路整備の方向を明らかにするため、国土交通省が主体となって5年に1度実施される道路交通に関する調査のこと。

調査内容は、全国の道路状況、交通量、旅行速度等の実測を行う「一般交通量調査」と、アンケート調査等により自動車運行の出発地・目的地、運行目的等の自動車の動きを把握する「自動車起終点調査」であり、国土交通省が調査するもの。

■都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

■都市圏パーソントリップ調査

交通の主体である「人（パーソン）の動き（トリップ）」に着目し、交通目的や利用交通手段、移動の起終点の場所など、一日の全ての動きについて把握することを通じて都市交通の実態を捉える調査のこと。調査は東京都市圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県南部）に居住する約1,800万世帯のうち、無作為で選ばれた約63万世帯の方（満5歳以上）を対象に実施している。（第6回調査（平成30年度）時点）

【な行】

■内々交通・内外交通

人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する際に、出発地と到着地のエリアが同じ場合は内々交通、出発地又は到着地のどちらかが外のエリアを含む場合は内外交通という。

【は行】

■バスベイ

歩道に切り込みを入れてバス停留所を設けること。後続車の追越しを容易にさせることができる。

■バリアフリー

高齢者や障がい者等が、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除き、移動又は施設の利用に係る負担を軽減することにより、利便性および安全性を向上させる施策のこと。

■PDCAサイクル

Plan (計画)、Do(実行)、Check (測定・評価)、Action (対策・改善) の頭文字をとったもので、計画をたて、実行し、検証を行ったうえで改善・対策を練るプロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めるための概念のこと。

■ファースト/ラストワンマイル

自宅から公共交通を利用して目的地までに向かう際の、自宅から最寄りのバス停・駅までの区間、もしくは自宅に戻る際の、最寄りバス停・駅から自宅までの区間のこと。高齢化やバスの運転手不足による減便・廃止が相次いでいるという背景のなか、この区間の移動を補うものとして、様々な交通手段の形が検討されている。

【ま行】

■モビリティ・マネジメント (Mobility Management)

渋滞、環境、又は個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自動車等を賢く使う方向へと自発的に転換することを促し、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取組のこと。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。